

令和7年9月那須塩原市議会定例会議付議事件

議 案 番 号	件 名	主 管
報告第31号	専決処分の報告について〔訴えの提起〕	教育部

報告 第31号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月30日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月17日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

訴えの提起について

次のとおり学校給食費の納入を求める訴えを提起する。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相手方 | 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇 |
| 2 | 請求の趣旨 | 次に記載の金額の支払を求める。
(1) 未払学校給食費 47,270円
(2) 申立手続費用 1,830円
(3) 通常訴訟手続費用 6,500円 |
| 3 | 管轄裁判所 | 大田原簡易裁判所 |
| 4 | その他 | 本件については、必要に応じ、上訴、和解その他必要な措置を行う。 |